

## 別紙

### 工事施行成績評定基準

#### 第1 通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

#### 第2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

考 査 項 目	
評 価 項 目	細 別
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般
	II. 配 置 技 術 者
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理
	II. 工 程 管 理
	III. 安 全 対 策
	IV. 対 外 関 係
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形
	II. 品 質
	III. 出 来 ば え
4. 高 度 技 術 (加点のみ)	I. 高 度 技 術 力
5. 創 意 工 夫 (加点のみ)	I. 創 意 工 夫
6. 法 令 遵 守 等 (減点のみ)	
7. そ の 他 (減点のみ)	

#### 第3 評定方法

- 1 評定者は工事監督員、担当主査、検査員の3人を標準とするが、担当主査が工事監督員の場合にあっては、各部の組織体制に応じて担当グループ主幹等の評定者を指定することとする。
- 2 評定については、「請負工事成績評定採点表」（別記様式①）及び「細目別評定点採点表」（別記様式②）で行うこととし、別に定める「考査項目別運用表」で該当する事項を請負工事成績評定採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別表・土木用）及び「施工プロセス」のチェックリスト」（別記様式③・土木用、別記様式④・建築用）を考慮するものとする。

また、工事における「高度技術」、「創意工夫」に関しては、請負者は当該工事における「高度技術・創意工夫に関する実施状況報告書」（別記様式⑤）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

- 3 評定者ごとの評定点は、第2項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65点）から加減した値とする。
- 4 請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。  
この場合、合計評定点の算出にあたっては小数第1位を四捨五入するものとする。
  - (1) 検査が工事完成検査のみの場合  
$$\text{合計評定点} = (\text{工事監督員の評定点}) \times 0.45 + (\text{担当主査等の評定点}) \times 0.15 + (\text{検査員の評定点}) \times 0.4 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$
  - (2) 検査が工事完成検査のほか部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合  
$$\text{合計評定点} = (\text{工事監督員の評定点}) \times 0.45 + (\text{担当主査等の評定点}) \times 0.15 + (\text{検査員（部分検査等）の評定点}) \times 0.2 + (\text{検査員（完成検査）の評定点}) \times 0.2 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$
- 5 細目別評定点は別記様式②により算出するものとし、算出にあたっては小数第4位を四捨五入するものとする。
- 6 第4項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出にあたっては小数第2位を四捨五入するものとする。

#### 第4 評定の特例

- 1 共同企業体が施行した場合  
共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。
- 2 契約を解除した場合
  - (1) 請負者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
  - (2) 登別市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

## 第5 評定の修正

- 1 登別市請負工事施行成績評定要領第7の「評定結果を修正すべきと認める場合」とは、工事の請負契約書に基づく瑕疵担保期間中に工事目的物に重要な瑕疵があることが判明した場合において、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害賠償を請求したときは、評定を修正するものとする。
- 2 前項の評定を修正する場合は、合計評定点から20点を減ずることとする。

## 第6 評定の対象

維持及び修繕工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することとする。